

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

日時：2010年9月1日(水)、9月15日(水)、9月29日(水)  
※14:00~17:00の時間内にて、原則1時間程度。先着順。  
場所：天達律師事務所内会議室  
北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階  
担当：天達律師事務所 張青華 弁護士  
費用：無料  
守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容(可能な範囲で詳細にご記入ください)
- ・相談者(企業名、氏名)
- ・相談者連絡先(電話、FAX、E-Mail)

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局 (JETRO 北京センター知識産権部、担当：高村、蔣)  
E-Mail : post@jetro-pkip.org

=====  
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 新「商標代理管理弁法」発布、代理資格などで規制緩和(国家知識産権網 2010年8月10日)
2. 最高検と公安部、不当な立件への監視強化で新施策発布(正義網 2010年8月18日)

○中央政府の動き

1. 商標局、「中国」を含む商標出願の厳格な審査を求める(新華網 2010年7月30日)
2. 中央20機関で法執行連動体制を確立(中国法院網 2010年7月20日)
3. 財政部が科学技術重大項目の輸入関税を免除、自主イノベーション奨励(人民網 2010

年 8 月 6 日)

4. SIP0、16 日から電子出願体験ウィーク実施、参加者が早期審査の対象に（国家知識産権網 2010 年 8 月 6 日）
5. 国家知識産権局、今後電子出願の急増に備え、準備万端（国家知識産権網 2010 年 8 月 12 日）
6. 商務部、貿易障壁の対応策に「特許早期警報」導入へ（北京商報 2010 年 8 月 11 日）
7. 科技部、重大技術プロジェクトにおける知的財産権の管理規定発布（人民網 2010 年 8 月 18 日）
8. 国家知識産権局の田力普局長、I I P P F 訪中団と会談（国家知識産権網 2010 年 8 月 19 日）
9. I I P P F 官民合同代表団、商務部を訪問（商務部ウェブサイト 2010 年 8 月 19 日）

#### ○地方政府の動き

1. 長江デルタ地域、行政法執行の地域協力を協議（国家知識産権網 2010 年 7 月 30 日）
2. 北京市、専利商用化促進の施策を公布（国家知識産権網 2010 年 7 月 27 日）
3. 北京税関、自動車部品の模倣品を初摘発、「日産」ブランド偽る（法制日報 2010 年 8 月 13 日）
4. 北京市版權局、ネット海賊版を取り締まる「剣網行動」発足（北京日報 2010 年 8 月 9 日）
5. 山西省の知的財産権局と高裁、知財保護で協議体制確立へ（国家知識産権網 2010 年 8 月 19 日）
6. 江蘇省、特許電子出願の普及に取り組む（国家知識産権網 2010 年 8 月 19 日）

#### ○司法関連の動き

1. 歌詞をめぐる侵害訴訟で「百度」が敗訴、著作権者の初勝利（法制日報 2010 年 7 月 28 日）
2. 福建省高裁、特許紛争の解決体制を整備（福建日報 2010 年 8 月 5 日）
3. ホンダ、重慶企業の商標権侵害で勝訴、「商標侵害製品の販売行為」認められず（中国新聞網 2010 年 8 月 4 日）
4. 浙江省、ネットカフェの著作権紛争審理で指導意見（国家知識産権網 2010 年 8 月 18 日）

#### ○統計関連

1. 中国の科学普及人材、2020 年までに 400 万人に（新華網 2010 年 7 月 28 日）
2. 広東省の裁判所、上半期に受理された知財事件が 7 割増（広東新聞網 2010 年 7 月 27 日）
3. 中国の電子商取引市場、取引額 2 兆元突破（中国新聞網 2010 年 8 月 5 日）
4. 江蘇省、三種類の権利出願が全国トップ、1~6 月（国家知識産権網 2010 年 8 月 13 日）
5. 知的財産権をめぐる第一審民事事件が 2 万 357 件、上半期（法制日報 2010 年 8 月 16 日）

#### ○その他知財関連

1. 中国の科学発展レベル トップ 3 は北京、上海、天津（科技日報 2010 年 7 月 29 日）

2. 米国は新たな海賊版対策作成へ、中国が「重点対象」（青年参考 2010年7月27日）
3. 吉利がボルボの買収を完了、ボルボ知的財産権のすべてを入手（国家知識産権網 2010年8月8日）
4. 初の中英日特許用語辞典、上海で出版（中国新聞網 2010年7月30日）
5. 国家知識産権局、専門家諮問委員会を設立（国家知識産権網 2010年8月9日）
6. 北京「著名商標オークション」9月開催、観光名所や有名人の商標駆抜け登録が後をたたない（中国経済網 2010年7月22日）

---

## ●ニュース本文

### ○法律・法規等

#### ★★★1. 新「商標代理管理弁法」発布、代理資格などで規制緩和★★★

国家工商行政管理総局はこのほど、第50号令で改正「商標代理管理弁法」を発布した。新弁法によると、司法部での登録手続きを済ませた弁護士事務所は商標出願などの代理業務を行うとき、国家工商行政管理機関で登録を行う必要がなくなることとなる。

昨年11月11日に第46号令で発布された旧「商標代理管理弁法」では、「商標代理組織の設立を申請するものは、所在地の県レベル以上の工商行政管理部門で登録申請を行い、企業法人営業許可または営業許可を取得しなければならない」と規定されたが、新たに発布された「弁法」は「弁護士事務所で商標代理業務を行うものには、前項の規定は適用されない」との内容が新規追加された。これにより、弁護士事務所が商標出願など代理業務を行うとき、国家工商行政管理機関で登録を行う必要がなくなることとなる。専門的知識を有する弁護士の参入規制緩和で、商標業務に携わる代理機構や代理人の範囲の拡大につながり、「中国の商標事業の発展にとってはメリットがある」と有識者が指摘している。（国家知識産権網 2010年8月10日）

### ○中央政府の動き

#### ★★★4. S I P O、16日から電子出願体験ウィーク実施、参加者が早期審査の対象に★★★

国家知識産権局は知的財産権戦略を徹底し、電子出願の普及を進める措置の一環として、16日から20日にかけて電子出願の体験ウィークを実施することを発表した。体験ウィークに提出された所定の要件を満たす電子出願は専利局で早期審査の対象として扱われることとなる。

体験ウィークのテーマは「電子出願——専利E時代の選択」。国家知識産権局の関係責任者によると、参加申込み手続きを済ませた代理組織（サイト [www.cponline.gov.cn](http://www.cponline.gov.cn)、問い合わせ：010-62088050）が、1社につきXMLフォーマットの電子出願5件を提出することができる。ただ、実体審査や審判、無効の段階に入ったものは参加することはできない。また、専利法やその実施細則、専利審査指南に規定されている書面資料について、体験ウィークにおいてはスキャンされた電子ファイルの提出のみが必要とするが、後日に国家知識産権局専利局の判断で紙媒体の書類の提出を求められることもありえる。（国家知識産権網 2010年8月6日）

#### ★★★5. 国家知識産権局、今後電子出願の急増に備え、準備万端★★★

国家知識産権局（S I P O）では、特許の電子出願事業を推し進める中、今後出願件数

の急速な増加に対応できるよう、政策や業務フロー管理の整備などを急いでいる。特許電子出願の普及のために8月9日に行われた研修会で国家知識産権局の責任者が「電子出願の急増に十分対応できる」との認識を示した。

S I P Oの自動化部、初審・フロー管理部、審査業務管理部と中華全国専利代理人協会の共催する研修会で、国家知識産権局の責任者は、ユーザーの意見を十分取り入れて、その需要を踏まえた施策の作成など同局の取り組みを説明した上、ユーザーに便宜を図り、より多くの出願者に電子出願を利用してもらいたいと表明した。今後の電子による出願の件数が急増することを想定して、S I P Oでは現在、▽2004年公布の「専利電子出願に関する規定」について、電子出願と審査実務の急速な発展に対応できるよう改正し、近く正式に公布する▽電子出願と書類出願との相互転換に関する政策を作成する▽中華全国専利代理人協会と提携して、中小代理機構に便宜を図るために開発した「電子出願システムクライアント管理システム」の普及を進めるなどの準備作業に取り組んでいる。(国家知識産権網 2010年8月12日)

#### ★★★8. 国家知識産権局の田力普局長、I I P P F訪中団と会談★★★

国家知識産権局の田力普局長は8月18日、国際知的財産保護フォーラム(I I P P F)の志賀俊之座長と近藤洋介経済産業大臣政務官の率いる知的財産権官民合同訪中代表团(ハイレベル)と会談を行った。

田局長は会談の中で、中日両国のイノベーションに励む人々のためにより効率的なサービスを提供するよう、双方が知的財産権分野で交流と協力を引き続き強化すべきだとの認識を示した。

双方は、中日両国の知的財産権分野での交流と協力を積極的に進めている官民合同訪中代表団の貢献を肯定し、さらに中国の国家知的財産権戦略の実施徹底、中国の知的財産権戦略実施行動計画および知的財産権保護行動計画、中国の権利侵害責任法の発布実施などの議題について意見交換した。

国際知的財産保護フォーラム(I I P P F)は2002年以降、毎年、日本政府、企業による実務レベルとハイレベルの官民合同訪中代表団を派遣している。ハイレベル代表団の訪問としては今回が7回目。(国家知識産権網 2010年8月19日)

#### ○地方政府の動き

##### ★★★1. 長江デルタ地域、行政法執行の地域協力を協議★★★

浙江省知識産権局が主催し、長江デルタ地域の特許行政法執行業務の提携について話し合う会議が先日、浙江省の舟山市で行われた。同地域にある浙江省、江蘇省、上海市の知的財産権局からの代表が参会し、「長江デルタ地域における知的財産権局系列の特許行政法執行の協力協議書」の修訂、改善や「特許行政法執行弁法」の改正について踏み込んだ意見交流を行った。

国家知識産権局専利管理司の責任者が会議の席上で、中国の知的財産権保護活動の特徴である行政法執行は各知的財産権局の重要業務だと指摘し、長江デルタ地域の各知財局が業務の革新に取り組み、互いに連携を強化するよう呼びかけた。会議ではまた、浙江省知財局の代表が企業向けのサービス、法執行強化、権利擁護支援など分野における活動状況、上海市知財局が万国博覧会をめぐった知的財産権保護、江蘇省知財局が知的財産権戦略パイロットプロジェクトの進捗状況などについてそれぞれ演説を行った。(国家知識産権網 2010年7月30日)

## ★★★2. 北京市、専利商用化促進の施策を公布★★★

北京市知識産権局は市の財政局と共同で「北京市専利商標化促進弁法」を作成、発布した。知的財産権戦略の徹底や専利技術商用化の奨励、知的財産権の権利移転と実施の促進が狙いで、所定の要件に満たした専利譲渡、許諾使用などの事例に資金援助が提供される。

同「弁法」は18条からなり、8月1日より正式に施行された。2009年10月1日以後に発効したものを対象に、譲渡、許諾使用などの方法で専利の商用化を実現した優れた事例に対し、市の財政から拠出された特別資金で補助することになっている。資金補助を申請する専利譲渡、許諾使用の事例は契約書の締結や登録機関での契約登記が必須要件である。また、「弁法」には専利商用化の行為、資金補助の基準、申請書類の審査、時限などについての規定も盛り込まれている。(国家知識産権網 2010年7月27日)

## ★★★5. 山西省の知的財産権局と高裁、知財保護で協議体制確立へ★★★

山西省の知的財産権局と省高級人民法院(高等裁判所)は知的財産権の保護をめぐった協議体制や重大事件での相互通報制度などを確立することになっている。このほど太原市で行われた、知的財産権の保護業務を討議する交流会でわかった。

省知識産権局、高級人民法院、知的財産権権利維持援助センターの責任者が出席した同会議の席上で、省高裁知的財産権法廷の白陰峰・院長が審判業務の概況や代表的事例、閻毅・省知識産権局長が行政法執行の状況や省の知的財産権発展計画などをそれぞれ説明した。参会者たちは知的財産権保護の政策法律体制の整備、法執行要員の育成、専門家人材の確保など注目が集まっている課題について幅広く踏み込んで意見を交わした。

会議では省知識産権局と高級人民法院が、知的財産権保護協議体制や重大事件相互通報制度、権利擁護協同体制の確立、知的財産権専門家諮問委員会の整備などで一段と提携を強化し、協力のあり方を革新するなど一致した。(国家知識産権網 2010年8月19日)

## ★★★6. 江蘇省、特許電子出願の普及に取り組む★★★

江蘇省は出願者によるオンライン出願の活用を促すために、電子出願の知識や体験週間活動をPRし、研修クラスを開催するなど特許電子出願の普及に取り組んでいる。

江蘇省は特許電子出願の知識の啓蒙普及のために、省政府や省知識産権局の公式サイトで電子出願の要求、内容、手続きなどを説明する旨の通達を発表するほか、ホームページで電子出願のコラムを開設し、電子出願の小冊子を出願者に無料配布するなどさまざまな措置を講じて電子出願のPRを強化している。

国家知識産権局による電子出願体験週間の開催にあわせ、江蘇省は多くのマスメディアを通じて活動の内容を詳しく説明し、さらにホットラインや専門の担当者を設けてコンサルティングサービスを行っている。このほか、省知識産権局は13日、国家知識産権局の審査業務管理部、自動化部などと共同で、南通市で電子出願の研修クラスを催し、代理機構や企業、大学、研究所などからの参会者260人に対して、電子出願クライアントシステムの使い方、電子出願サイトの機能、デジタル証明書、出願文書の作成と提出などについて詳細な説明を行った。(国家知識産権網 2010年8月19日)

## ○司法関連の動き

### ★★★4. 浙江省、ネットカフェの著作権紛争審理で指導意見★★★

浙江省の高級人民法院(高等裁判所)はこのほど、情報ネットワーク伝播権の侵害紛争事件におけるインターネットカフェの責任を判定するための指導意見を発布し、この種の事件での訴訟主体、過失の内容、賠償額の確定などを明確にした。

「ネットカフェによる情報ネット伝播権侵害の紛争事件の審理における若干問題に関する指導意見」と名づけられたこの指導意見によると、この種の事件の審理では、裁判所は原告が権利者であることを積極的に審査し、共同被告の追加申請があった場合に原告の意見を尋ねることが求められている。また、ネットカフェの権利侵害行為について、ユーザーリクエストのために LAN のサーバーに作品をアップロードするインターネットで検索して獲得した第三者ウェブサイトのデスクトップ・ショートカットの作成▽提携相手の第三者ウェブサイトのデスクトップ・ショートカットの作成——の三つの状況で過失の責任が追及されることになっている。

賠償額の確定について、法定賠償の場合では市場影響、興行時期、合理的な許諾料のほか、映画著作権協会の「集団管理使用料基準」やネットカフェの規模、侵害行為の性質、リクエスト数、不正収入などを総合的に酌量した上、賠償額を確定するなどの規定が盛り込まれている。(国家知識産権網 2010年8月18日)

#### ○統計関連

##### ★★★4. 江蘇省、三種類の権利出願が全国トップ、1～6月★★★

江蘇省の今年上半期の専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願件数、登録件数、企業による専利出願件数、登録件数のいずれも全国トップで、省の知的財産権戦略が功を奏していることがわかった。

国家知識産権局の統計によると、今年1～6月に、江蘇省の専利出願件数は72462件、去年の同じ時期に比べて10.81%増加した。権利別にみれば、特許が同26.95%増の16275件、実用新案が同21.88%増の19306件、意匠が同0.39%増の36881件で、全体に占める比率はそれぞれ特許が22.5%、実用新案が26.6%、意匠が50.9%となっている。登録件数については、特許が2669件で同3.81%増、実用新案が17390件で同79.09%増、意匠が41501件で同110.46%増、合計61560件で同92.37%増であった。また、企業による三種類権利の出願件数が41501件で昨年と同じ時期より110.46%、登録件数が36187件で同23.09%増加した。(国家知識産権網 2010年8月13日)

#### ○その他知財関連

##### ★★★3. 吉利がボルボの買収を完了、ボルボ知的財産権のすべてを入手★★★

2010年8月5日、フォードモーターは2日、中国の吉利汽車の親会社である浙江吉利ホールディングス集团有限公司(以下、吉利集団)との間で、ボルボカーズの売却手続きを完了したと発表。これで、中国自動車メーカーによる過去最大の海外M&A案件が成功に終わった。吉利集団側は、吉利がボルボの環境保護や安全の面を含むすべての知的財産権を使用することができるという。

中国の自動車業界はこれまでの数十年で、世界中のおよそ全ての有名自動車メーカーと合併を実現してきたが、核心技術や知的財産権を手に入れることは出来なかった。吉利が今回の買収により獲得した最も価値あるものは、ボルボの核心技術に他ならない、と指摘している専門家がいた。(国家知識産権網 2010年8月8日)

##### ★★★5. 国家知識産権局、専門家諮問委員会を設立★★★

国家知的財産権専門家バンクの一部として知的財産権専門家諮問委員会は8月5日、北京で設立され、国家知的財産権局の田力普局長が第一陣の専門家委員に招聘状を手渡した。

経済、科学、教育、文化、知的財産権の各分野の専門家20人からなる諮問委員会は国家知的財産権局の王景川元局長が主任を担当し、程恩富、戴厚良、方新、李明徳、李順徳、

劉春田、呂薇、馬浩、牛文元、單曉光、宋柳平、唐広良、陶しん良、王兵、吳漢東、薛らん、張平、周渝波、朱雪忠の各氏が委員に選ばれた。専門会委員会は今後、定期または不定期に会合を開くほか、特別諮問や論証会議、調査研究、書面諮問、個別諮問などの形で知的財産権事業の直面する重大課題の研究を指導し、重大戦略などの作成において建言を行うことにしている。

国家知識産権局は今年上半期に、「国家知的財産権人材バンクと人材情報ネットワークの実施方案」の作成に着手し、当面の重要業務として国家知的財産権専門家バンクの設立に取り組んでいる。知的財産権専門家諮問委員会はこの専門家バンクの一部である。(国家知識産権網 2010年8月9日)

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====  
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved